

平成29年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成29年11月13日(月)午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志

3番 大 炊 三 枝 子

5番 大 井 栄 一

7番 田 村 星 寿

9番 三 須 清 一

4番 中 野 栄

6番 根 本 博

8番 宮久保 勝

10番 須 藤 喜一郎

4. 欠席委員

2番 成 島 誠

5. 出席事務局職員

局 長 渡 辺 唯 男

次 長 成 嶋 文 夫

庶務係長 富 塚 隆 則

農地係長 鈴 木 光 一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地パトロールの結果について

三須清一会長 ただ今から平成 29 年第 11 回我孫子市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

4 番 中野栄委員

5 番 大井栄一委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は利用権の再設定が 9 件で、所有権移転が 1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 11 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。申請地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,045m²です。JR 〇〇〇駅の北西側約 3.2km に位置しています。位置図は議案資料の 3 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うもので

す。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が74.82アールです。農作業従事日数は本人が年間250日、妻が200日、子が80日です。トラクター、農用車などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第1号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。整理番号2の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は4,955m²です。JR〇〇〇駅の北西約4kmに位置しています。位置図は議案資料の10ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人立会
いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約71.97アールです。農作業従事日数は本人が年間200日です。トラクター、コンバインなどを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

須藤委員。

須藤喜一郎委員 売買価格はいくらぐらいですか。

三須清一会長 私のほうからいいですか。これは親から子供に贈与なので、売買ではありません。

須藤喜一郎委員 分かりました、はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定しました。

続いて、議案第1号整理番号3について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。整理番号3の説明をいたします。議案資料は14ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は743m²です。JR成田線〇〇駅の北西約1kmに位置しています。位置図は議案資料の16ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号3について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約3.29ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間320日、妻が330日、子が250日、子の夫が30日です。トラクター、耕運機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年11月13日、我孫子市農業委員会会長、

三須清一。

議案資料は 20 ページから 28 ページまでとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の登記地目が畑、現況地目が雑種地の一筆で、面積は 161 m²です。所在地は J R 成田線〇〇〇〇駅の北東約 1.8km に位置しています。

計画書では寺の境内の駐車場が手狭なため、寺の隣接の土地を活用して駐車場として整備するものです。雨水は浸透柵及び浸透トレンチで処理しております。

隣接の農地所有者の意見としては特に問題ありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。申請人の関係者立会いの下、現地調査を行いました。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

雨水は浸透柵及び浸透トレンチで処理し、隣接の土地等に影響が出ないようにすることです。目的を実現するための資金及び権利等の問題もありません。

また、他法令との関係では教育委員会との文化財保護法の協議も申請済みであります。

以上のことから農地法第 5 条の許可要件は満たしており、第 2 調査会では全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 4 から 6 については〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成29年11月13日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1から9はすべて賃借権の再設定で、整理番号10は所有権の移転です。議案資料は29ページからとなります。

整理番号1の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田4筆及び〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、合計面積は2,078m²です。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は3年間です。

整理番号2の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田2筆、合計面積は427m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は3年間です。

整理番号3の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先、登記地目・田、現況地目・畑の2筆、合計面積は1,019m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は3年間です。

整理番号4の再設定農地は〇〇〇地先の田1筆、面積は3,478m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は6年間です。

整理番号5の再設定農地は〇〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇〇地先の田1筆及び〇〇〇〇地先の田4筆、合計面積は1万7,965m²です。借受者は整理番号4と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は6年間です。

整理番号6の再設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は1,297m²です。借受者は整理番号4と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号7の再設定農地は〇〇〇〇地先の田2筆、合計面積は4,926m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇,〇〇〇円及びコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は2年間です。

整理番号8の再設定農地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑7筆、合計面積は4,777m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり年額〇万円で、期間は3年間です。

整理番号9の再設定農地は〇〇〇〇地先の田1筆及び〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田1筆、合計

面積は 4,652m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 10、議案資料は 34 ページとなります。所有権を移転する農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 1,700m²です。親子間の贈与によるものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 整理番号 1 から 3 までの借受者の経営面積は、借受地が約 1.87 ヘクタールです。会員 17 人が農業に従事しています。

整理番号 4 から 6 までの借受者の経営面積は借受地を含め、約 7.96 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 7 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 2.22 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 150 日、妻が 50 日、父が 100 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 8 の借受者の経営面積は、借受地が 57.19 アールです。平成 21 年度の新規就農者で、農業従事日数は本人が 320 日です。

整理番号 9 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.04 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日、母が 150 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 10 の所有権移転を受ける者は〇〇の新規就農者で、所有権を移転する者も〇〇の方で、親子間の権利設定です。農業従事日数は本人が年間 324 日です。耕運機、農用自動車等を揃えています。

以上の内容を基に審査しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 10 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号の整理番号 4 から 6 を除く、整理番号 1 から 3 及び 7 から 10 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号1から3及び7から10を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1から3及び7から10は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号の整理番号4から6に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退室)

議案第3号整理番号4から6に対するご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号4から6を採決します。決定することの賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号4から6は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

宮久保委員には自席に戻っていただきます。

(宮久保勝委員が席に戻ったことを確認)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号及び第2号の2件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計4件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第2号は「農地パトロールの結果について」です。今年の7月から8月にかけて行

った農地パトロールの結果がまとまりましたので報告するものです。

担当係長から説明します。議案書の 12 ページをご覧ください。

鈴木光一係長 それでは農地パトロールの結果を報告いたします。

第 1 地区は 7 月 19 日、第 2 地区は 7 月 20 日、第 3 地区は 7 月 26 日、第 4 地区は 8 月 1 日に各地域の担当の農業委員、推進委員とともに現地を確認をいたしました。

議案書に載っているリストは、今回のパトロールで新たに発見した遊休農地と思われる一覧です。ここに載っている 23 筆の農地については農地法第 32 条に基づき、今月中に利用意向調査を行う予定です。

簡単に説明すると、この農地については農地としては活用されていないので、今後どうするのか確認する内容です。中間管理事業の利用に移行する、中間管理事業にあっせんを希望する、自ら耕作するなどの項目を選択してもらい、回答してもらう調査です。この調査書を農業委員会から出した日から 6 ヶ月後に再度現地を調査して、自ら耕作する意向を示しておきながら現状が変わっていなかった場合には、中間管理事業に協議するよう勧告することになっております。

こちらに載っている農地で自ら耕作するや未回答だったものについては、半年後に現地を確認することになりますので、その際は皆様にご協力をいただくこととなります。よろしく願いいたします。

なお、今回の調査で第 2 地区のリストがないのは、昨年度の利用意向調査において自ら耕作するや未回答の農地があまりにも多く、その状況確認に時間を費やしたことや、新たに発見した遊休農地と思われた筆が後で調べたところ過去に利用意向調査を実施していた農地だったことが分かったことから、新たな遊休農地ではなかったということになりました。

報告は以上です。

三須清一会長 報告第 1 号、2 号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 今の第 2 地区の説明、ちょっと私、理解できなかったのですが、再調査された結果、遊休農地がないということでしょうか。

鈴木光一係長 先ほど言ったとおり前年度に利用意向調査をしたところ、その回答で自ら耕作するとか未回答だった地番というか筆の数が膨大でした。まずそれを半年後どうなっているのかという状況確認を優先的に行いました。実際のところほとんど新しく遊休農地と思われる農地を発見する余裕がなかったということが一番の理由なのですけども。

あと、途中に遊休農地の疑いがある地番についてはチェックをして、後ほど事務局に帰って調べたところ、もう過去に利用意向調査を出していた農地だったということがありました。今回の農地パトロールについては新しく遊休農地だった地番は見つからなかったというような状態です。

三須清一会長 よろしいですか。

事務局 私のほうから補足で。昨年を担当が私で、全地域を見ました。第2地区の場合、非常に遊休農地の数が多くて、そして今、鈴木のほうから説明がありましたとおり利用意向調査の件数もゆえに増えたと。よって、無回答であるとか自ら耕作するといった件数がほかの地域よりも多かったのも、逆に言うならば、ほかの地域よりも6ヶ月後の確認の件数が非常に多かったということなんです。ですから、第2地区につきましても、新しい遊休農地を発見するというよりも去年ほとんど発見してしまった、そのようにとらえていただいたほうがよろしいかもしれません。

また、若干新たな、それ以外のところも今年見つけたのですが、鈴木のほうから話がありましたとおり、それは既に利用意向調査を行っている、つまり農業委員会で遊休農地であると判断し、把握している農地だったということでございます。

嶺岸勝志委員 分かりました。この件はこの地区において今年については新しく発見した遊休農地はないということだったのですね。

事務局 そうです。

嶺岸勝志委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい、分かりました。

鈴木光一係長 今年についてはということです。

嶺岸勝志委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成 29 年第 11 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人